

(別添)

## 公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会都道府県協議会・ブロック協議会等活動支援助成規程

制定 平成25年2月22日

(目的)

第1条 公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会（以下「本会」という。）は、本会の目的である地域包括・ケアを地方において普及推進させるため、公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会都道府県協議会・ブロック協議会設置規程（平成24年4月1日施行）に基づき設置された都道府県協議会及びブロック協議会（以下「協議会等」という。）の活動に対し、必要な助成を行うものとする。

(助成対象)

第2条 本会は、協議会等が行う事業に対し、次の区分により助成を行うものとする。

- (1) 都道府県協議会活動の振興を図るための助成（以下「都道府県振興費」という。）
- (2) 都道府県協議会又は複数の都道府県協議会が共同して開催する国保地域医療学会（以下「都道府県学会」という。）を開催するための助成
- (3) 都道府県に設置された国保直診開設者協議会（以下「都道府県開設者協議会」という。）の活動を支援するための助成
- (4) ブロック協議会の会議開催を支援するための助成

(助成基準額等)

第3条 都道府県振興費の助成基準は、別表1による。

- 2 都道府県学会の開催に対する助成基準は、別表2による。
- 3 都道府県開設者協議会の活動に対する助成基準は、別表3による。
- 4 ブロック協議会の開催に係る助成基準は、別表4による。

(申請手続き)

第4条 協議会等は、都道府県振興費以外の助成金について本会が定める期限までに申請書及び資料を提出するものとする。

(助成金の交付)

第5条 助成金は、当該年度の活動実績を確認した後、毎年度末に交付するものとする。

ただし、ブロック協議会の会議開催に対する助成金は、会議終了後にその請求により交付することができる。

(協議会等の責務)

第6条 助成金を受けた協議会等は、助成金の支出を明らかにした帳票、書類を本会が定める期間、保存するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成25年2月22日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

(別添)

## 別表 1

### 都道府県協議会振興費の交付基準等

1	目的 都道府県振興費は、都道府県協議会の事業の活性化と協議会運営の円滑な実施を支援する目的で交付する。
2	振興費の交付額 振興費は、毎年度本会会費納入額のうち都道府県協議会（以下「協議会」という。）が一括して取扱納付した額（賛助会費を含む。）に100分の3を乗じて得た額とする。 その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数が500円以上は千円に切り上げ、500円未満は切り捨てる。
3	対象経費 (1) 協議会の会議の開催に要する経費（会場費、出席旅費、会議費、資料作成費、消耗品、通信運搬費等） (2) 協議会が行う事業に要する経費
4	振興費の決定 振興費は、本会において算定し、各協議会に振興費決定通知書により通知する。

## 別表 2

### 都道府県協議会等開催の国保地域医療学会等に対する助成基準

1	目的 国保直診等関係者の相互連携、研鑽を推進し、地域包括医療・ケアの推進に資することを目的として都道府県が開催する国保地域医療学会に対し助成を行う。
2	対象の学会 都道府県協議会が開催（国民健康保険団体連合会等関係団体との共催及び複数の協議会が共同して開催するものを含む。）する学会又は研修会
3	学会の規模等基準 (1) 参加者は、国民健康保険診療施設に勤務する医師・歯科医師、看護師、保健師その他の専門職員(保健、医療、介護及び福祉業務に従事する専門職種職員)等多職種の者であること。 (2) 参加人員は、概ね150人以上であること。 (3) 開催回数は、毎年1回以上開催していること。 (4) その内容は、研究発表、特別講演の他、シンポジウム又はパネルディスカッションのいずれかを包含していること。 (5) 開催後にその内容を冊子等にまとめて発行していること。
4	助成額 年1回 100,000円。ただし、100,000円に満たない場合はその実額（千円未満の端数は、切り捨てる。）
5	対象経費 会場費、講師謝金、印刷製本費、通信運搬費、会議費等学会の開催に要した経費

(別添)

### 別表 3

#### 都道府県国保直診開設者協議会に対する助成基準

1 目的
国保直診の開設者（市町村長）の理解と協力の下、地域包括ケアシステム構築を推進するため、都道府県国保直診開設者協議会の設立を促進するとともにその協議会の活動の活性化を図るために必要な助成を行う。
2 対象事業
(1) 研修会、セミナー、講演会、施設視察等開設者の理解と協力を得るための事業であって、次の要件に該当する事業
① 開設者のうち概ね4分の1以上の開設者（副市長、部局長等幹部を含む。）が出席していること。
② 医療制度、国民健康保険事業運営、国保直診の運営、保健、医療、福祉に関する内容を取り上げていること。
(2) 都道府県国保直診開設者協議会設立の準備会議、設立発起人会議等の開催に係るものであって、当年度に設立又は翌年度に設立の見込みのあるもの
3 助成額
(1) 前項(1)の事業に要する経費の助成額 100,000円
(2) 前項(2)の設立準備に要する経費の助成額 50,000円
(注) 1 同一年度に(1)及び(2)に該当する場合は、それらを合算した額とする。
2 事業に要した経費が助成額に満たないときは、その実額（千円未満の端数は切り捨てる。）とする。
4 対象経費
講師謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費等事業に要した経費

### 別表 4

#### ブロック協議会会議開催に対する助成基準

1 目的
都道府県相互の連携と国保直診の発展のためにブロック協議会の会議の積極的な開催を図るために必要な助成を行うことを目的とする。
2 対象事業
ブロック内の都道府県協議会の会長、事務局長、関係団体の役職員による会議
3 助成額
1ブロック 300,000円。ただし、開催に要した経費が300,000円に満たないときは、その実費（千円未満の端数は切り捨てる。）とする。
4 対象経費
会場費、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議等会議の開催に要した経費